

## 市教委合意 震災に関わる給料の扱い 避難所運営は日額6400円

校舎点検・安否確認は同3200円

特殊勤務手当の取扱いについて

高教組は昨夜、市労連と市当局が震災に伴う勤務管理・賃金の基本方針について合意後、市教委と交渉し次の内容(右表)で合意しました。教職員の手当は、これに沿って整理されますのでお知らせします。

震災直後から、家族・自宅を顧みず不眠不休で避難所の立ち上げ・運営等に当たってきた私たちに対して、市当局・市教委の提示は余りにも不本意で怒りを覚える部分もありますが、非常時でもあり、了解やむなしとしました。

**限定4項目** 教職員に残業手当の制度はありません。残業の有無によらず一律に給料の4%が調整額として加算されています。(これはこれで問題) 今回の特殊勤務手当は「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に、正規の勤務時間を超える勤務等を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。の4に基づきます。

- 1 生徒の実習に関する業務
- 2 学校行事に関する業務
- 3 教職員会議に関する業務
- 4 非常災害等やむを得ない場合に必要業務

**特勤手当** 今回の提示額は、平成21年度に産振・定通手当削減とセットで提示され交渉で決着していたものです。

非常災害時(防護・防災・復旧)	3,200円/日
-----------------	----------

### 再任用教職員

この提示に従い同様に支給されます。

### 常勤講師・嘱託職員

超過勤務手当制度があり、それに従って支給されます。

### 事務職・技師

組合が異なり、市職労、学職の合意に基づいた支給内容になります。

支給要件	金額	該当する業務の例
仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立幼稚園に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師及び実習助手が、学校管理下において行う業務のうち、非常災害時における生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき	日額 3,200 円	① 地震発生直後の直後に校舎の安全を確保するため緊急の復旧業務を行った。 ② 生徒又は幼児の安否を確認するため自校以外の避難所、自宅等に出向いた。 ③ 自校以外の避難所で、当該避難所に避難している生徒又は幼児の支援にあたった。
非常災害対策本部の設置又は緊急災害対策本部の設置があった場合において、学校施設等に避難している生徒又は幼児の救援業務に従事したとき	日額 6,400 円	① 自校に開設された避難所の運営業務に従事した。(一時的に避難してきた市民等への教授業務を含む。) ② 自校に避難している生徒又は幼児の救援業務を行った。

問1 自校に避難所が開設されているが、学校の教育活動のみを行った日は、手当の支給対象外となるか。

答1 対象外となる。

問2 二次災害に備えて自校に待機していた場合は、手当が支給されるか。

答2 念のために待機している程度の場合は、対象外となる。

問3 3月14日午前6時から午後1時まで避難所運営業務に従事した。その後、一旦、帰宅して午後4時から再び業務に従事した場合の手当はどうなるのか。

答3 手当は、日を単位として支給されるので、この場合は、1日分6,400円が支給される。

問4 午後7時から翌日の午前8時まで避難所運営業務に従事した。振替時間は、午後11時から翌日午前5時までであった。手当はどうなるのか。

答4 6,400円の手当を2日分支給する。

問5 午後7時から午後11時まで避難所運営業務に従事して、その日は学校に泊まった。翌日は、午前7時から生徒の安否確認のため家庭訪問等を行った。この場合の手当はどうなるのか。

答5 手当は日を単位として支給されるので、日ごとに手当の支給要件に該当しているか判断することになる。したがって、この場合は、6,400円の手当及び3,200円の手当をそれぞれ1日分支給する。

問6 同じ日に、避難所運営業務と生徒の安否確認業務を行ったが、手当はどうなるのか。

答6 主として行った業務に対する手当を支給する。なお、避難所運営業務を行う傍ら 断続的に生徒の安否確認業務を行った場合で、どちらの業務が主か判断としないときは、避難所運営業務に対する手当を支給する。

問7 3月12日(土曜日)に週休日の振替を行ったうえで、避難所運営業務に従事したが、手当はどうなるのか。

答7 支給される。

## 市労連に関連する事項

**人事異動** 5/1になる

**超過勤務手当** 勤務の割り振り可能な職場 一律（給与表1級～4級の平均額で算定）

支給単価 基礎額A 2770円 通常勤務の25%増し 1週間の勤務38時間45分を越えた時間に支給  
同 B 3330円 通常勤務の50%増し 超過勤務時間35hを越えた部分が対象  
割り振り可能でない職場は特殊勤務手当になる。

**支給日** 4月21日

### **勤務管理の特例**

総務号外4/1付 各課公所室長あて 勤務管理の特例について（要約）

- 1 特例期間 3/11～3/31
- 2 この特例期間は柔軟な勤務態勢での対応であり、正規の勤務時間に勤務していなくても、勤務していたとみなすこととする。
- 3 ただし、所属長の指示・許可のもとに勤務しなかったものは職免とする
- 4 職免の例は別紙
- 5 4/1以後は通常の勤務形態による。ただし、引き続き柔軟な勤務態勢必要な職場・職員は従前の様式で勤務管理願う。

#### 別紙 職免の例

所属長に事前に承認を得た場合。連絡取れない事情での事後承認を可。それ以外年休

○住居の滅失・破壊 1週間以内

○交通遮断

- ・公共交通機関使えない、代替手段無い
- ・交通用具流失・破壊・ガソリン不足（徒歩・自転車使えるものは年休）

・給油待ちは年休（通勤のため必要であっても） **給油のためガソリンスタンド前に並ぶことは、年休になります**

・代替通勤手段使っても、正規の勤務時間に満たない場合、残りは職免

○業務以外の事情

- ・親族の捜索（上限 同居者5日、それ以外3日、複数の方でも5日）
- ・親族の死亡 忌引きで認める日数
- ・妊娠中
- ・生活必要物資確保（職員の他にいない場合）
- ・家族の負傷疾病の看護
- ・消防団活動

### **手当関連**

通勤手当 交通機関利用者 5月以後も変更必要な場合、申請※ 不利にはならないように検討  
交通用具（マイカー）利用者 道路損壊等で経路変更 5月以後も続けば申請※

※5月前でも申請できる。

通勤にタクシーを利用した場合 補償はむずかしいようです。

住居手当 持ち家 居住できない（住居滅失）場合、支給されない※※。

※※持ち家住居手当支給の説明は、自宅の維持管理のためという理由でした。

借家契約が4/1以後は、検討事項（人事委員会が関わってきます）

管理職の超過勤務手当 支給対象外（管理職手当は、残業・非常時の対応も加味したもの故）  
市職員には主幹兼係長の職があり、職員と同様に災害対応にあたりながらそれが支給対象外になることは受け容れがたいとして強く押しましたが、  
当局の姿勢は硬く協議は難航、総務局長と市労連委員長のトップ交渉でやむなく受け容れることになりました。

扶養手当 行方不明の親族について（発見されなければ3月間の猶予の後死亡認定になるようです。）支給されなくなります。